



◎犬を飼っている方へ

まずは市町村で登録を！



犬を飼うときは、市町村での登録が法律で義務付けられています。環境課または各市民センターへお越しください。登録の際に発行する鑑札や注射済票は首輪などに装着してください。登録には手数料が必要です。ご了承ください。

※ペットショップやブリーダーからの購入、保護犬の譲受、引っ越し等で転入した犬は、他の市町村で登録されている場合もあり、変更手続きが必要になります。環境課または各市民センターにご相談ください。
他の市町村で登録されている場合に限り、電話での変更申請を受け付けています。

犬が亡くなったときは？

飼い犬が亡くなった時は、登録削除を行わなければなりません。30日以内に環境課または各市民センターへご連絡ください。

ご連絡のない場合は、狂犬病予防注射の通知が届きますので、ご注意ください。

狂犬病予防注射を受けましょう！

生後90日を経過した犬は、毎年予防注射を受けることが法律で義務付けられています。予防注射のお知らせ通知を送付しますので、山鹿市で実施する集団接種または動物病院で行う個別接種のどちらかで、年に1回必ず接種してください。



◎令和7年度の家庭ごみ収集日程について

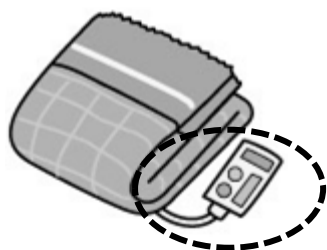
令和7年度の「家庭ごみ収集日程表」を各世帯に配布しています。

表面に4月～9月、裏面に10月～3月の日程を載せていますので、1年間保管してお使いください。



◎ごみの出し方について

電気毛布・電気カーペット



電気毛布や電気カーペットを捨てる時は、スイッチやコード部分を切り取ってください。

切り取ったスイッチ・コードは資源ごみの金物類他へ、毛布・カーペット部分は、指定袋に入れて燃やすごみに出してください。毛布・カーペット部分が燃やすごみの指定袋に入らない場合は、粗大ごみに出してください。粗大ごみに出す場合も、スイッチ・コード部分は切り取ってください。

◎3010運動で食べ残しを減らそう！



送別会や歓迎会等で宴会に参加する機会が増える季節です。3010運動の実践で食品ロス削減に取り組みましょう。

3010運動・・・乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかける運動です。

- 1 注文する際は**食べきれる量**を注文しましょう。
- 2 会食開始後30分はおいしい料理を楽しみましょう。
- 3 最後の10分は席について残った料理を食べる時間にしましょう。